

八百屋お七雜考

沼 波 守

二月三日節分の日に、編輯部から、何か書けとの御話で、安請合はしたものの、何にしようかと思案のうち、フト思付いたのが、「三人吉三」の大川端の出合の場での、「ほんに今夜は節分か、西の海より川の中」といふ縁起がいゝわえ」とはゆくまいとは思ひながらも、まづ所謂實説から手をつけ始めたものの、二三讀みたい本が手元に無く、借覽の暇も無いまゝに、それは割愛せざるを得なくなつた。しかしその本を讀んでも讀まないでも、結果には大した差異は生じなからうとは思つてゐる。

そこで私が實説と書かないで、特に所謂と冠らせるのは、かうした淨瑠璃歌舞伎に脚色された巷談街説の實説といふ物は、殆んどいづれもが淨瑠璃歌舞伎で有名になつてから後に書かれたもので、果してどこまでが眞實で、どこからが潤色であるか、頗る混沌としたものであるから、所謂實説といふ語を用ゐて、本當の意味での實説と誤解されないやうにと思ふからである。

八百屋お七の所謂實説を記した書物で、私がこゝに資料として用ゐるものを、その書物成立の年代順に擧げる

と、

天和笑委集	貞享	か
近世江都著聞集	寶曆	七年
卯花園漫録	文政	六年
我衣	文政	八年
世事百談	天保	十三年
松屋筆記	弘化	二年
武江年表正編	嘉永	元年
實事譚初篇	明治	十四年
刑死録	未詳	

等である。最後の「刑死録」は明治二十六年に六十九歳で歿せられた劇神仙關根只誠翁の編著で、「名人忌辰録」(明治廿七年刊行)再版の大正十四年に「情死録」と共に加へられたもので、それには何年脱稿とも記されてゐないものである。右以外の書は必要の生じた場合に擧げる事とする。右の書のうち、「天和笑委集」を除いた書の記事は、「近世江都著聞集」と大同小異であるから、この書から始めるのが都合がいゝやうである。

「近世江都著聞集」十一巻は、江戸の講釋師馬場文耕の著で、寶曆七年暮秋の序がある。而して巻一と巻二とがお七の傳である。なほ、序、目録につゞいて「惑解斷」があり、それに、

一 八百屋お七一件は、其此の奉行中山殿の日記を其臣中山獨と云者、予に見せしを本とす。と記し、お七傳の最後にも

是中山殿文庫の日記にして、聊も違ひなき實説也。予先年公の御文庫に眼をさらしたる勤の節、胸に覺え心にこたへしが、今舌講の師たるゆゑ、憚りを顧みず爰に筆記する物也。

と附記してゐるから、相當に信用してよささうである。これが後の書が多く此書に據つた所以でもあらうが、果してそんなに信用が出来るかどうか。此書をまだ讀まない人の爲にその概要を記してみると、

お七の父はもと山瀬三郎兵衛といつて、加賀・能登・越中三ヶ國の大守前田家の足輕であつたが、寛文中（一六六一—一六七三）に武士をやめて町人となり、駒込追分願行寺門前町に八百屋を開店して、八百屋太郎兵衛と名を改めて、安らかに渡世をしてゐた。ところが夫婦の間に子がないので、日頃日蓮宗の信者であつたから祖師上人・鬼子母神・七面大明神に祈つて一女を得た。これ七字の題目の奇特、七面大明神の申し子だからと名をお七と付けた。成長するに従つて頗る美人であつた。「お七生年は寛文八年（一六六八）十月なりと公の留め書に見えたり」と特に斷つてゐる。

「お七十四歳の春二月、この時天和元年（一六八一）也とかや」丸山の本妙寺から出火して、本郷邊駒込邊残らず焼けてしまつた。八百屋太郎兵衛の家も類焼した。太郎兵衛の弟が小石川圓乗寺の住職であつたので、太郎兵衛等親子三人は圓乗寺に行つて、翌年まで假寓してゐた。其頃二千五百石の旗本山田十太夫の次男山田左兵衛といふ美少年が、繼母に憎まれて、この圓乗寺が旦那寺なので、小性のやうにして預けられてゐた。お七と左兵衛と

はいつか人目を忍んで契を結んだ。翌天和二年の秋には太郎兵衛も焼跡に新宅も出来上つたので、もとの願行寺門前町に歸つた。お七は自宅へ歸つてからも左兵衛の事を忘れかねて鬱々としてゐた。こゝに吉祥寺の門番の悴に吉三郎といふ無頼漢があつた。親には勘當されてゐて、折々は八百屋の店などへも來たりなどしてゐたが、この吉三郎がお七を唆して左兵衛への文の使をしたり、左兵衛からの返事をお七に届けたりして、お七から禮物を貰つてゐたが、何分お七も親に隠しての事だから、さうくは金銀も自由にならないので、吉三郎も思ふやうにお七から金錢を強請する事も出来ない。そこで吉三郎がお七に火災で家が焼けたらば、再び圓乗寺へ立退いて左兵衛に逢へるからと、自宅へ放火を勧めた。お七もふとその心になつて火を放つた。風の強い日であつたので、火事となつた。その混雜に紛れて吉三郎が八百屋の家から金銀衣類を盗み出したところを、盜賊改役の中山勘解由の手の者に舉動不審で召捕られてしまつた。

厳しく吟味された吉三郎は、放火はお七だと申立てたので、お七が呼出されて調べられると、お七は有の儘に申述べた。そこでお七は入牢、定法通り火灸に致しませうかと中山勘解由から老中へ御伺書を差出したところ、土井大炊頭利勝が、お七は十六歳との事であるが、もし萬一十五歳以下であつたなら其罪も一段引下げ宥められる事もあるから、此の事を能く調べてはと云つたので、中山勘解由は、お七の兩親、所の名主家主等と呼出して、調べたところ、兩親や所の者共は勘解由の言葉の端々を聞取つて大いに喜び、お七が十六歳だと申上げたのは、何處かへ御奉公にも出したいと思ひ、その節、年が少くは御奉公口もあるまいと存じて、御屋敷へ御目見えに出た時も十六歳と申上げてゐたので、その通りに十六歳と申上げたので、實は十四歳で御座いますと、一同

に申上げたので、勘解由はお七を出牢させ、家來の中山獨といふ者へ預けておいた。

これを聞いた吉三郎が奉行は依怙最良である。お七は今年十六歳である。その證據はお七が谷中感應寺の祖師堂へ上げた額に

常在靈鷲山法華最第一

と書し、「延寶四年春四月、本郷お七十一歳筆」とある。

延寶四より五・六・七・和（この上に天を脱せるか）元・二と六年に成申候。十一歳より六年、てうど十六歳に候はずや

と云つたので、勘解由も致し方なく、感應寺の額を取寄せてみたところ、吉三郎の言の通りであつたので、遂にお七は天和二年春二月餘が森で火炙りになり、吉三郎も同罪で、お七と一所に火あぶりになつた。といふのである。

右の記事は他の書と對照してみるといろ／＼な疑問が出てくるが、まづ、お七の家が、駒込追分願行寺門前町であつたといふ點である。「天和笑文集」に據ると、願行寺はもと上寺町（後の日本橋区馬喰町辺らしい）にあつたのが、天和二年（一六八二）十二月廿八日の火事で焼けたので、その後本郷森川宿に移つたといふ。〔天和笑文集〕卷三「上寺町類火の事」同卷九「寺町五ヶ寺他所にうつす」。参照。してみると著聞集の記事のやうにお七が天和二年二月處刑されたとすると、願行寺はもとの上寺町にあつた頃だから、駒込追分には願行寺は無かつた、従つて願行寺門前町といふものもなかつた筈である。併しこれは後の名で呼んだのだとすれば、それでも一應の筋は通るけ

れども、著聞集の書き方では以前からあつたとしか思はれない。余計な事ではあるが、この追分の願行寺は、細木香以の墓のある寺で、森鷗外博士の「細木香以」の中に、鷗外博士の訪れた時の願行寺の情景が寫されてゐる。

この「天和笑委集」といふ本は十三卷あつて、天和二年から三年までの江戸市中の大火の慘狀を記したもので、終りの十一・十二・十三卷の三卷は八百屋お七の事を記してゐる。柳亭種彦は、此書について「天和火災の刻、あらましを書記して、貞享年に淨書するとき、所々増補せしものなるべし」と記し、なほ「八之卷不忍池上野の花見の條は、紫の一本に似てをかし、此雙紙もうたがふらくは茂睡の作か」とも記してゐる。作者が茂睡か否かは暫くおき、天和の火災を實際に見聞した人の作とすれば、相當信用してもよささうである。そして「笑委集」に傳へるお七の話と、前述のした「著聞集」のそれとは可成り異つてゐるが、それは後に述べることとして、「著聞集」の記事自體の中に訝しい所がある。一つは卷一に

今小石川南縁山圓乗寺（天台宗なり、元は日蓮宗也。元祿の比台命に依て、谷中感應寺などと同時に改宗して、今天台宗上野の末寺となる）お七が石碑有つて人々是を知る所なり。天和三年三月二十九日秋月妙榮禪定尼と云ふ答むしたる塚あり。

と記し、卷二の終りに

お七は火あぶりに究り、鈴が森にて天和二年春二月御仕置に成りにける。

とある事である。しかしこれは、お七の家が類焼したのが天和元年春二月とあり、圓乗寺から新宅へ歸つたのが

其年の夏過ぎ秋來りて焼跡へ新に家居建つらね、太郎兵衛も新宅へ移らんと、

とある其年は、前に

明る年まで親子三人此寺にて暮し居たり。

とあるから天和二年の秋といふことになるから、天和二年春二月刑死は、石碑の通り天和三年春三月の誤記か誤植として、この事だけでは片がつくが、これとも關聯してある別の次の問題がある。

卷一に

お七生年は寛文八年十月なりと公の留め書に見えたり。お七十四歳の春二月、この時天和元年也とかや、丸山本妙寺と云ふ寺より出火して、本郷邊駒込邊一字も不殘燒失に及びけり。

とある。天和元年に丸山本妙寺の出火で、本郷駒込邊一帯を燒拂つたかどうかは、後に考へてみる事として、寛文八年(一六六八)生れのお七が、天和元年(一六八一)に十四歳であるといふ事は話が合ふ。ところが卷二になつて、中山勘解由の調べた時が天和二年らしい。とすればお七は十五歳の筈であるのに、十六歳だとなつて居る。お七が十六歳かそれ以下かといふ事は、この話では最も重大な點であるのに、一年の喰違がある。併しこれは前述のやうにお七刑死が天和三年であつたのを、二年と誤記したので、勘解由の調べた時も天和三年であつたとすれば、話は合ふが、どうしても話の合はないのが、同卷二の谷中感應寺へ奉納の額に、

本郷お七十一歳と右の通りの額あり、それに延寶四年春四月と書て有之候よもやよもや神佛へ虚言は書て上げまじ。

といふ件と、それについて、

延寶四より五・六・七・和元（上に天を脱したのであらう）二と六年に成申候。十一歳より六年てうど十六歳に候はずや。

とある吉三郎の申立てとである。これだけ見てゐれば、その通りであるが、實は延寶九年九月廿九日に天和と改元されてゐるから、延寶八年を一年落してゐる。延寶四年（一六七六）お七十一歳だとすれば、調べられたのが天和二年（一六八二）だとすればお七は十七歳であり、天和三年だとすれば十八歳であつて、吉三郎の申立ては話合はない。前に引用した卷一の記事ではお七は寛文八年（一六六八）生れで天和元年（一六八一）自宅が類焼した時、十四歳とあつたが、これによれば、天和二年十五歳、天和三年に十六歳で、勘解由の調べが天和三年であつたとすれば話は合ふ。さうすれば、延寶四年（一六七六）には九歳で十一歳ではない。だからこの吉三郎の申立てといふものには誤りが二箇所もある。しかしこれは、調べられた時は天和二年でなく天和三年であり、延寶四年十一歳筆は九歳筆の誤りであるとすれば、全體の筋は通る。つまりこの點は馬場文耕の誤記であつたとみればいゝ譯ではあるが、この話での吉三郎の申立ては最重要な件であるのに、これ程の誤があるとすれば、他の記事も無條件には信用されないやうな氣もしてくる。

「卯花園漫録」五卷は江戸の故實家石上宣續の著で、史傳、故實、言語、その他事物の起源沿革を輯録した書で、文政六年（一八二二）孟夏の自序がある。この卷二にお七の事が出てゐるが、それは感應寺へ奉納の額の事と、お七の墓が圓乗寺にある事とだけの簡單なもので、「天和二戊年三月御仕置に相成り」とか、延寶四年の額が十一歳の時で、「延寶四年より天和二年まで六年」といふ割註から、「生年十六歳なり」とあるなど、「著聞

集」の誤をそのまま踏襲してゐるところをみると、「著聞集」からの抜粹かと思はれる。延寶四年の感應寺への額の事を

是世に傳ふ湯島にかけし松竹梅といふは此額なり。

とあるのも、「著聞集」卷二に

今狂言綺語に湯島にかけし松竹梅といふは此事なり。

と特に注意してゐるのに従つたままであらう。たゞ額の文字が、「著聞集」には「常在靈鷲山云々」とあつたのに、その上に鷲の一字を加へて、「鷲常在靈鷲山云々」となつてゐるのと、「著聞集」には圓乗寺の所在は單に「小石川」とのみであるのに、これには「小石川指ヶ谷町」となつてゐるのと、「著聞集」には法名が秋月妙榮禪定尼とあつたのに、これには禪定尼がなく、年月が「天和三年三月廿九日」とあつたのが、これでは「天和二年三月廿九日」と改まつてゐるだけが異つてゐる點である。額の「鷲常在云々」の「鷲」は過つて入つたのであらうが、「指ヶ谷町」を加へたのは委しくなつたので、此書の取柄はこれ一つである。墓石の年號を「天和二年」と改めたのは、「天和二戌年三月御仕置」といふのに合せる爲めの賢しらで、改惡である。

「松屋筆記」は國學者高田與清の編で百二十卷（そのうち三十六卷は散逸して傳はらない）の大部なものであるが、その卷七十四の第十五項に八百屋お七の事がある。しかし、「卯花園漫録四の卷に」として、前記「漫録」の文を殆んど其儘に引いたのみで、額の「鷲常在靈鷲山云々」が「鷲峯在靈鷲山云々」なつてをり、圓乗寺を圓淨寺と誤つただけで、流石博學の編著者もお七傳では何等我等を益する所はない。ただ最後に

與清龔に一賞録を見しに、色淺黒く美女ならぬよし記したりき。今はその書名を忘れたり。

とあるが、これは次に云はうとする「我衣」の事ぢやないかと思はれる。

「我衣」は江戸の醫師曳尾庵南竹の著で、醫に關した記事が多いのを、風俗に關する部分だけを達磨屋活東が抄録して「燕石十種」に收めたもので、風俗研究家の重寶する書であるが、その中に、「八百屋お七が本説」といふ條がある。「我衣」は卷尾に文政八年（一八二五）に筆をとゞむる由を記した抄本があるとの事である。この「お七の本説」も大體「著聞集」と同様であるが、異つてゐる箇所を擧げると、

一、丸山本妙寺門前に八百屋店を出し

とある事である。これはお七の家が本妙寺の火事で類焼したと「著聞集」にあるからであらうが、本妙寺の火事の事は後に考へてみなければならぬ。次に子供を祈つたのが

二、且那寺駒込吉祥寺（元法華宗）の七面大明神へ深く祈願して

とある事。そして「生付きさかしく手跡などもよし」と特に斷つて、そのつぎに、

三、お七は一體ふとり肉にて、少し疱瘡のあとありしといへり。色は白かりけれどもよき女にてはなかりし

と云ふ。お七手跡師匠高浦和尚の事前に書置きたり。

「著聞集」卷一にある

お七成長に隨ひ容顏類ひなく美にして、見る人情を通ぜざるはなかりけり。

と比べてみると、「著聞集」の方の空虛な月並的口調に比べて、「我衣」の方は具體的であつて、いかにもお七ら

しく思はれる。お七が天和三年（一六八三）に死んだとしても、「我衣」の欄筆文政八年（一八二五）までには百四十二年の隔りがあるから、高浦和尚からの語傳へとして曳尾庵の見聞に入つたのであらうが、私はこれは眞實を傳へてゐると思ひたい。

三、依之七面へ御禮のためお七に額を書かせ天和二年に奉納したり。常在靈鷲山法華最第一の文字にて十一歳と書きたり。

この七面は、前文からみて、吉祥寺の七面と解すべきであらう。そして天和二年（一六八二）に十一歳だとすれば、お七は寛文十二年（一六七二）壬子の生れとなつて、「著聞集」の寛文八年生れより四年後の出生となる。

四、吉祥寺の門番吉兵衛の悴吉三郎として

これはたゞ門番に吉兵衛といふ名が見えるだけの事で、別に云ふべき事もない。

五、奉行聞て額をとりよせ御覽あれば、天和二年十一歳書とあり。夫より貞享二年迄算すれば十七歳に當る。奉行が調べた時は、これによれば貞享二年（一六八五）の事らしく、最初は十七歳と申立てたが、「十五歳ならば科も一段引下げて」云々といふので十五歳と申立てたところが、吉三郎が額を證據に抗議したといふのであるが、天和四年二月廿一日貞享と改元されたのであるから、天和二年十一歳ならば、三、貞享元、一と三年後の事であるから十四歳の筈で、十七歳になるのは元祿元年（一六八八）の筈である。「我衣」もやつぱりこゝの年數に大きな誤がある。

六、千住において吉三郎諸共同罪にぞ及びける。

お七處刑の地は大概鈴か森で、千住とあるのは、この書のほかには、私は知らない。この後に、
山田佐兵衛は正徳年中に被召出ける也。

とあるが、「著聞集」にも

後左兵衛御旗本となり、文廟章廟兩君に仕ふ。

とあり、「それ故にこれを恐れて左兵衛の名を呼ばず吉三郎とす。」とある。左兵衛と佐兵衛と一字の異はあるが、これはそれほど大きな事ではない。「我衣」にはなほ、芝居でお七の紋を丸の中に封文を用ゐるのは、寶永中に京から下つた若女形嵐喜代三郎がお七の役で當てた。その喜代三郎の紋が丸に封文であつたのを踏襲したのだ。「お七が紋は知らず」とある。お七の紋は柳亭種彦が「還魂紙料」に、「天和笑委集」を引いて三ツ柏だらうと云つてゐる。

「世事百談」四卷は、山崎美成の著で、世俗の異聞奇説等を輯めたもので、天保十三年（一八四二）秋冬の記であるといふ。お七の事は卷一に出てゐる。「天和笑委集」に出てゐるのが實に近からうといふ事と、ふるいお七の唄の事が記されてゐるだけで、餘り参考にはならないが、同著者の「海録」に、世俗のお七の傳の誤を正したものが載つてゐるとの事で、これは大いに有益な文字であらうと思はれるが、今回は急いだので讀み得なかつたのは極めて残念であつた。

「武江年表」は齋藤月岑の著で、正編八卷は嘉永元年（一八四八）の脱稿。年表の事であるから勿論委しい記事はないけれども、天和三年の條に、

三月廿九日、駒込片町八百屋久兵衛の娘お七、火刑に行はる。

とあり、その下の割註の中に

一、今年十六歳といふ。

二、十三歳の春、松竹梅の三字を書きたる横額を、ゆしまの拜殿に掲げたるが、今にあり。

三、又同書(卯花園漫録)にお七火刑は天和二戌年三月としるせるは誤なり。

とある。以上のうち本文のお七の父の名は「著聞集」以來太郎兵衛であつたのに、本書は久兵衛となつてゐる。

住所が願行寺門前町(著聞集)、丸山本妙寺門前(我衣)であつたのが、本書で片町となつてゐる。割註の(一)、

(三)はただ参考にあげた迄であるが、(二)の記事である。今までの書では額を掲げた所は谷中感應寺(著聞集)

吉祥寺(我衣)。年代も延寶四年(著聞集、卯花園漫録)、天和二年(我衣)との差異はあるが、お七十一歳の時の

筆といふ事と、芝居でやる湯島に掲げし松竹梅といふのは、この額の誤であるといふ點に就いては一致してゐた

のに、本書の割註には卯花園漫録の谷中の額の事を引用しながらも、湯島の拜殿に松竹梅の額をあげた。時十三

歳であるとの異説をあげてゐるのは大いに注目すべき事だと思ふ。殊に「今にあり」の語を用ゐてゐるのからみ

ると、月峯翁自身に湯島の拜殿で目撃したからこそ敢へてこの異説を掲げたのであらうと思はれる。

「實事譚」四十卷は松村操の著で、淨瑠璃歌舞伎に脚色された事の實傳を記したものである。お七の傳は初篇(明治

十四年一八八一)に出てる。大體は「著聞集」と同じで、感應寺の祖師堂に奉納した額に延寶四年春二月(著

聞集)には春四月とあるが、陰曆使用の當時、四月ならば夏の筈である。本郷お七十一歳とあるから、今天和二年まで六

年お七は十六歳であるといふ前述した誤までその儘に踏襲してゐる。ただ八百屋の店が、

「著聞集」駒込追分願行寺門前町

「實事譚」駒込追分片町なる某所の門前

とあること。お七の家の類焼になつた火事が、

「著聞集」お七十四歳の春二月、この時天和元年也とかや、丸山本妙寺と云ふ寺より出火して

「實事譚」天和二戌年十二月廿八日近邊より火災起りて

「著聞集」此人（左兵衛）は御旗本（二千五百石）山田十太夫の次男

「實事譚」幕府の家士山田重太夫の次男左兵衛

「著聞集」親は吉祥寺の門番して居たり（吉三郎の事）

「實事譚」吉三郎はもと吉祥寺の門番吉兵衛といふものの子にて

「著聞集」其頃土井大炊頭利勝といふ賢人あつて

「實事譚」土井大炊頭（利勝侯にあらず、恐くは利重侯か）

以上が異つてゐる位である。しかし最後に、

左兵衛はかゝる事どもを見るにつけ、深く悲歎の涙に咽び既に自殺せんとまで思ひつめしを、住僧に誠められ、お七が後世を弔はんとて、出家遁世して名を西運と改めたり。時に十六歳なりしとぞ。其後學成り徳進みて世人の尊信淺からず、諸所に常念佛堂を起し、又諸國の靈跡の破壊せしを再興せしも多かりしが、元文

二年丁巳十月物故せりといふ。

といふ文が添つてゐて、おほ追記のやうに、お七の墓は小石川指ヶ谷淨泉寺坂下の圓乗寺にあつて、二基ある事、四代目岩井半四郎が寛政五癸巳年五月に建てた碑のある事、お七の事を脚色した芝居狂言の事、お七の情人を吉三郎と脚色したのは、お七と同時に火刑に處せられた喜三郎といふ者から脱化した事、お七の紋の事、芝居に松竹梅の額を湯島天神に奉納したとあるは、感應寺奉額の事を譚案したのである。といふ事を記してゐる。

以上のうち、お七の家の類焼した時を天和二戌年十二月廿八日と明記したのは、「天和笑委集」に據つたらしく、土井利勝でなく利重であらうとの事は、「讀史備要」の忌日索引に據るに、利勝は正保元年（一六四四）七月十日に死んでゐるから、天和二（一六八二）三年の頃に在世しなかつたのは確かであるが、利重も延寶元年（一六七三）十月十七日に死んでゐるので、この人でもない。「讀史備要」や「國史大辭典」の年表で調べてみると、天和二・三年の頃は、大老が堀田正俊（天和元年十二月―貞享元年八月）、老中が稻葉正則（明曆三年九月―元禄九年九月）大久保忠朝（延宝五年七月―元禄十一年二月天）、阿部正武（天和元年三月―宝永元年九月）、戸田忠昌（天和元年十一月―元禄十二年九月）の四人であつたから、もしお七の年齢を云々したといふ事が事實あつたとしても、この人々のうちの人であらうが、實際そんな事があつたかどうかを私は疑つてゐる。恐らくは馬場文耕が評判の土井利勝の名を假りての文飾であらうと思はれる。

左兵衛の出家も「天和笑委集」に據つたのであらうが、元文二年物故などの事は何に據つたのか私にはわからない。天和三年（一六八三）左兵衛出家が十六歳とあるから、お七と同年の寛文八年（一六六八）生れて、元文二

年（一七三七）丁巳の年は七十二歳であつた事になる。そしてこれが事實だとすると、「著聞集」や「我衣」に、後に出仕したので、それを憚つて吉三郎の名を假り用ゐたといふ事と牴觸するが、この左兵衛出家の事は、「著聞集」などにある江戸への入口々々に地藏を建立したといふ吉三道心といふ人の話とも關係があるやうであるからなほ精しく検討する必要がある。因みに「實事譚」は吉三道心の事にふれては居ない。

お七の墓石が二墓ある事は、現在は知らないが、私が見た大正の末年か昭和の初め頃まではさうであつた。これに就いては、大田南畝の「一話一言」の三卷に面白い話を載せてゐるから、その全文を左に掲げておく。

瀬名貞雄云、八百屋於七が墓小石川圓乗寺にあり、上に梵字ありて、妙榮禪定尼とあり、此碑ふるき碑にて先年火災の時中より折れたりしを、其まゝ上にのせてあり、又右同様に、銘もきりて立像の彌陀を彫刻せしあたらしき碑その側にあり、是は近頃建たる碑なり。予此故を尋けれどもしれず候しに、ある人語て曰、圓乗寺の住持に此子細を尋ねしに、住持答て云、駒込天澤山龍光寺は、京極佐渡守高矩の菩提所にて、彼家の足輕など度々墓掃除に通ひたりし何某とかいひける足輕、ある夜の夢に、かの墓掃除に參りける心地にて、小石川馬場の邊を夜深に通けるに、雞一羽出たるをみれば、頭は少女の首にて形雞也。彼足輕の裾を喰へて引ける故、其故を尋ねしに、少女のいふ、はづかしなからわれは以前火罪に行はれし八百屋の七といふ者也、今以て此の如く浮み不申候故跡弔ひ給はれと頼みけるを、夢の心地にうけがひたり、夢さめて思はざる夢を見し事と思ひたりしに、此夢三夜うちつゞきてみしまゝに、今は忍びあへず、駒込吉祥寺に行て尋けるに、是は小石川圓乗寺へ行て尋ぬべしとあいさつありし故參りたりとて、圓乗寺へ件の足輕尋來し故、いかにも

七が墓は在るといへども、火災の節折れたりしが、無縁のもの故たれ再興すべきと空しき體に候と住持答へしに、右足輕墳墓を新にたて、立像の彌陀を彫刻させ、お七が法名をきらせ、立そへて、法事料を納て法事を頼けるよし、いかなる因縁にてかれが夢にみえ法會行ひける事かしれず、其後のかの足輕も見えずと、圓乘寺住職物語の由。

右はお七が寛文六年（一六六六）丙午の生れて、立退いた寺が駒込吉祥寺だと一般に信ぜられてゐたからの事だと思はれる。尤お七が寛文六年生れだとすれば、天和三年（一六八三）には十八歳になつてゐた筈であるから、面白けれども眉唾ものであらう。お七の芝居の事や紋の事は、「遺魂紙料」（オキカシ）其他、喜三郎の事は「天和笑委集」に據つたと思はれる。流石に後年のものだけに、この「實事譚」がお七に關して最も多方面にわたつて書かれてゐる。「刑死録」ではお七は本郷四丁目に生れて、後駒込追分町願行寺前に移住との記事が一寸變つてゐると、芝居方面の記事が委しいのは劇神仙の著だけある。以上で「著聞集」型の所謂實説の主なものは見てきた事になる。最後に成立の最古いと云はれる「天和笑委集」所傳の主要を記さねばならぬ。

「天和笑委集」は「著聞集」型とは大分異つてゐるが、その異つてゐる主な點を列擧してみると、

一、お七の父は八百屋市左衛門といつて、森川宿に住んでゐたが、もとは駿河國富士郡の農民であつた。

二、今は家も富み、總領吉左衛門、次男は出家、お七と三人の子があつた。

三、お七の家の焼けたのは、天和二年十二月廿八日午ノ上刻（今の午前十一時）、本郷森川大圓寺門内の庵室から出火した時のこと

大圓寺は炮烙地藏で有名な寺で、私の見た頃は小さな寺であつたが、當時は相當に大きな寺であつたのであらう。深川の芭蕉庵が火にかこまれて、芭蕉が水中に入つて難を免れたといふのは此時の火事であらうと「武江年表」にある。

四、八百屋一家が立退いたのは正仙院と云ふ寺。

所在は記されてゐないが、お七一家が新築の家に歸らうといふ時、庄之介が寺からお七の家までは近いと云つてゐるから、小石川邊であらう。そして正仙院は旦那寺か、もしかしたら市左衛門の出家した次男の居た寺でもあらうか。

五、お七一家が正仙院に立退いた時に、住持の寵愛の生田庄之介といふ十七歳の美少年がゐて、お七を戀し媒介をお七の下女ゆきに頼む。

このゆきが芝居のお杉にあたるわけである。庄之介が「著聞集」等の左兵衛、芝居の吉三郎にあたる事は云ふまでもない事であらう。

六、お七と庄之介とが契つたのは、天和三年正月十日の夜。お七一家が森川宿の新宅に移つたのは、同じ正月廿五日の事。

七、庄之介はお七の家へ忍んで會ひにきた。お七の放火は自身の思付きで、誰にも教唆された譯ではない。そして放火は天和三年三月二日の夜であつた。

七、お七を捕へたのは、火事に驚いて驅けつけた附近の人々であつた。

八、奉行所で調べられた時、お七は生之介やおゆきに罪の及ぶ事を恐れ、生之介に逢たさ等の事は決して口外せず、狂氣の躰を装つて、大勢の男共が、戸の隙間もないのに、何處からともなく亂入して、お七を捕へ隣火へ放火しると責め嘖んだのに、苦しさに堪へかねてとばかりで、とりとめもない。

こゝに幽かに吉三郎の教唆話の生じて来る萌芽があるやうである。又お七の姿を見た奉行は、人々の訴を聞きながら、お七がさやうな恐しい罪を犯しさうもないと思つて、誰かを恨んでの事か、事の次第によつては命を助けてもやるから有儘に語れと云つたとある。こゝに土井利勝の十五歳以下減刑論の面影を見るやうである。

八、庄之介お七の家に來つて、密にゆきに逢ひお七の事を聞き、お七放火は生之介に逢たさ故と自訴せんとして、ゆきに諫められ、遁世修行してお七の菩提を弔はうと約し、寺に歸つて病と稱し、一間に籠つて泣き伏して居た。

九、お七の罪科きまつて、三月十八日牢内を出され、本間小兵衛、森傳右衛門、雷電七郎右衛門、八藏、喜三郎の五人と共に市中引廻しの上、神田筋違橋に十一ヶ日曝された。

十、處刑は三月二十八日、兄の吉左衛門はお七が刑場に曳かれる前に逢つて暇乞をする。刑場は鈴の森で、お七はゆきと乳母とに暇乞をし、頭髮を切つて、母への形見にと托す。

十一、火刑に處されたのは、お七、本間、八藏、喜三郎の四人、雷電は磔、森は斬罪、時にお七は十六歳、喜三郎十三歳、喜三郎は主人の家に放火した罪である。

こゝに喜三郎と云ふ十三歳(卷十三には十二歳とある)の少年が放火犯でお七と同様火刑に處せられてゐる。これが

事實とすると、「著聞集」の土井利勝の十五歳以下減刑論は眞實らしくなくなつてくる。しかし、「笑委集」巻十の喜三郎を調べる所に、老中寺社兩町奉行が立會で、喜三郎の若少を憐んで、何とか罪を軽くしようとして、喜三郎に恨ある者の讒言だと言開かせようとしたが、喜三郎それを悟らずに、自身放火と言ひ切つた爲に罪科が定つたとある。これが「著聞集」の利勝のお七減刑談のものになつたかと思はれるが、これら併乍ら、喜三郎お七の極刑に對する世人の同情が、上役人にも同情はありながら、本人等の白狀がある以上致し方がなかつたといふ話を作り出したものではないかと思はれる。

十二、八百屋一家はお七處刑の後、五月に、召使の者共にも暇をやり、江戸の店をたゞんで、兩親と吉左衛門と三人は甲州に立越え、田園を買ひ求めて農民となり、家業豊かに、お七が忌日々々を弔つて、心安く世を送つた。

十三、生田庄之介はお七との仲がいつとなく世人に知れ、悪評が高くなつたので、住持同宿に書置を残して四月十三日寺を忍び出で、高野山に登つて剃髮し、今に到るまで里にも出でず、道心堅固に行ひ澄ましてゐる。

十四、江戸民衆の同情はお七喜三郎二人の美少女美少年の上に集まり、日夜この話で持ち切りで、遂には數へ唄、説教、淨瑠璃に作つて江戸申到らぬ隈なく賣り歩るき、後には京・大阪・奈良の町々のみならず、日本全國に擴まつて、諸人に同情された。

大體以上のやうである。「天和笑委集」は當時實際に見聞した事を記したであらうとあるから、大體は信用して

もいゝではあらうが、今日の新聞の報道が、犯人の動機や人間的な面に於いては必ずしも眞實でない場合もある事から思ひ合せても、その記事全部を鵜呑みに信する事は出来なからう。そしてその文は卷十一のお七の容貌を記してゐるところを例にとれば、

今ははや二八の春に至る、さてもかたちのあてやか成事、語るに言葉たらず、しるすに筆をあやしむ、凡其色の白きをいはゞ、田事の浦うち出見れば白妙の、ふじのたかねにゆきのふぶきのつもるがごとし。

といふやうに極めて文飾誇張の多い文で、全編皆この調子で終始してゐるからなほさらである。

以上所々に私考を加へてきたので、私が眞實だらうとする事柄の大意はほど了解されたとは思ふが、なほ念のためこゝで、「笑委集」と「著聞集」型の諸書とをつき合せてみて眞實らしいと思はれる事を列挙してみると

- 一、延寶天和の頃に、森川宿か駒込追分邊にお七の八百屋店があつた事。

- 二、お七の家は日蓮信者であつた事。

- 三、天和二年十二月二十八日の大圓寺の火事でお七の家が類焼した事。

「著聞集」の天和元年二月丸山本妙寺の火事といふことは、「武江年表」に「十一月廿八日、丸山本妙寺より出火、本郷・駒込焼亡。」とあるから、二月は十一月の誤りかと、ふと考へられるが、すぐつゞいて、「十二月廿八日、川田が窪より出火して、四ツ谷、赤坂、麻布、三田、芝牛町に至る。」との記事がある。この川田が窪からの出火は、「笑委集」には卷一に天和二年戌十一月廿八日巳ノ上刻四ツ谷河田窪の原町遁世者の草庵から出火、折からの魔風に煽られて諸所に飛火して、(卷二)幅一丁縦三里十六町を焼拂ふ大火となつたとの記事がある。そ

れとの間違ひらしく、「笑委集」卷七、「湯島二度焼失の事」の條に

同月（天和三年正月）十八日、明曆酉の（三年一六五七）火災より以來、曆數をかんがふるに廿七年に相當る。とある。この明曆三年の大火が、「武江年表」によれば正月十八日で本妙寺が火元で、多數の無縁の死者を弔ふ爲めに幕府が回向院を建てたといふ火事で、しかも世俗振袖火事といつて本妙寺を名高きした火事である。だから、天和の頃にまた本妙寺に火事があつたら、何とか記事がありさうなものであるのに無い。そしてこの文の「明曆酉の火災より以來」と云ふ書き方は、以來本妙寺からの出火はなかつた事を暗示してゐるやうに思はれるから、天和元年十一月二十八日丸山本妙寺出火の記事は「武江年表」の誤りであらうし、従つて「著聞集」の記事も誤りとみたい。

四、お七一家が正仙院か圓乗寺かはわからないがある寺院に立退いて翌天和三年まで寄寄してゐた事。

五、その寺院に、庄之介か左兵衛かは知らないが、美少年がゐて、お七が密かにこれと契つた事。

六、その美少年と逢ひたさにお七が放火した事。

七、お七はそのために天和三年三月二十八日か二十九日に火刑に處せられ、時に十六歳あつた。

八、お七の戀人は跡追心中もしなかつた事。

九、お七は江戸庶民の同情をあつめ、お七の事を作つた歌謡音曲が忽ちのうちに日本全國に擴まつた事。

大要右のやうなものであらう。そこで次には小説・淨瑠璃・歌舞伎等文藝方面に現れたお七の變遷を探り、それと所謂實説との關係をも考へ、額奉納の事、吉三道心の事などの傍系の問題も検討し、世俗で作らげられたお

七傳に及ぶべきであらうが、余り長くなるから今回は事實と思はれるものの大綱だけにとどめて、餘の事は他日を期さうと思ふ。

—昭和三十二年二月十八日—

(本學教授・國文學)